

食品の自主回収(リコール)報告制度

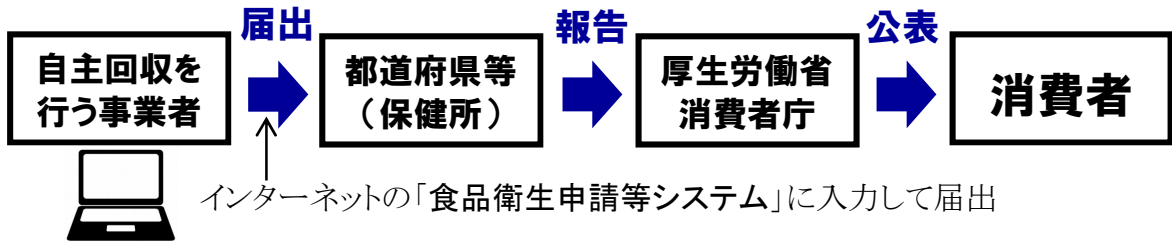
食品衛生法・食品表示法の改正により、令和3年6月から、健康被害を防ぐために食品の自主回収に着手した場合、保健所への届出が必要になりました。

届出された情報は、インターネットを通じて消費者に公表されます。

届出が必要となる場合

- 食品衛生法に違反又はその恐れがある食品を回収するとき【食品衛生法第58条】
- 安全性に関する表示（アレルゲンや消費期限など）が食品表示法で定める基準に違反（誤表示や表示欠落）している食品を回収するとき【食品表示法第10条の2】

届出から公表までの流れ



届出の方法

※インターネットが使用できない場合は、所管の保健所にご相談ください。

- ① インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンから「食品衛生申請等システム」のログイン画面を開きます。<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



- ② 初めて利用する場合は、アカウントを作成してください。

「アカウントの作成はこちら」を押すと、アカウント作成画面に進むので、氏名、メールアドレスなどを入力し、パスワードと「秘密の質問」を設定してください。

- ③ ログイン画面で、ログインID (=②で登録した電子メールアドレス) と パスワード (=②で登録したパスワード) を入力してログインすると、メニュー画面に進みます。



- ④ 「リコール情報の届出」を押すと、回収事案新規登録の画面に進みます。

- ⑤ 必要な情報を入力していきます。

必須 は入力必須の項目

回収事案新規登録の画面

〈入力する事項〉

- 回収担当部門情報
※ここに入力した住所を所管する保健所に届出情報が送られます
- 製造所又は加工所情報
- 商品情報等
商品名、画像、食品等の特定情報 (消費期限など)、回収理由 など

- ⑥ 画面一番下の「確認」ボタンを押すと 確認画面に進み、次に「登録」ボタンを押すと 保健所に情報が送られます。

※内容に不備があると、保健所から修正を求める連絡が来ます。

- ⑦ 後日、回収が完了(終了)したら、修正登録画面で最終報告欄に☑を入れ、終了日を入力してください。

相談・届出先の保健所一覧

	保健所	電話	所管区域
新潟県が設置する保健所	村上保健所 衛生環境課	0254-53-8371	村上市、関川村、粟島浦村
	新発田保健所 生活衛生課	0254-26-9137	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
	新津保健所 衛生環境課	0250-22-5175	五泉市、阿賀町
	三条保健所 生活衛生課	0256-36-2366	三条市、加茂市、燕市、弥彦村、田上町
	長岡保健所 生活衛生課	0258-33-4936	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町
	魚沼保健所 衛生環境課	025-792-8619	魚沼市
	南魚沼保健所 生活衛生課	025-772-8143	南魚沼市、湯沢町
	十日町保健所 衛生環境課	025-757-2707	十日町市、津南町
	柏崎保健所 衛生環境課	0257-22-4180	柏崎市、刈羽村
	上越保健所 生活衛生課	025-524-6135	上越市、妙高市
	糸魚川保健所 衛生環境課	025-553-1938	糸魚川市
	佐渡保健所 生活衛生課	0259-74-3399	佐渡市

※ 新潟市内の事業者については、新潟市保健所 (食の安全推進課 電話 025-212-8226) が相談・届出先になります。